

生涯学習推進のための公民館事業の在り方に関する研究

- 事業連携をととした学習支援の在り方を中心に -

研究研修課 社会教育主事 千葉 新也

調査協力施設等

県内 59 市町村立公民館 (83 館)

県外市町村立公民館等

新潟県新潟市坂井輪地区公民館

岩手県前沢町生涯学習推進本部

秋田県能代市中央公民館

埼玉県新座市中央公民館

宮城県村田町中央公民館

研究の概要

生涯学習推進のための公民館事業の在り方について次のようにまとめた。

- 1 文献等により生涯学習社会へ向けた公民館の果たすべき役割についてまとめた。
- 2 実態調査をもとに、公民館における事業連携をととした学習支援上の課題を明らかにした。
- 3 事業連携をととした学習支援の在り方の基本構想を立案した。
- 4 事業連携をととして学習機会の充実を図っている先進的公民館の事例を研究した。
- 5 基本構想と事例研究をもとに事業連携をととした学習支援の在り方についてまとめた。

キーワード： 事業連携 公民館 社会教育施設
学習支援 ネットワーク 学習機会

目 次

1	はじめに	128
2	生涯学習社会における公民館の在り方	128
(1)	生涯教育の理念と生涯学習	128
(2)	社会教育の概念	129
(3)	生涯学習における社会教育の位置づけ	129
(4)	公民館の役割の変遷	130
(5)	生涯学習社会へ向けた公民館の役割	132
3	公民館における事業連携のための基本構想	133
(1)	調査結果のまとめ	133
(2)	公民館における事業連携をととした学習支援上の課題	136
(3)	公民館における事業連携のための基本構想	136
4	事業連携をととした学習支援の事例	139
(1)	事例1「現代的課題への対応」	139
(2)	事例2「多様化・高度化する学習要求への対応」	141
(3)	事例3「青少年の社会参加活動事業の推進」	143
(4)	事例4「学習機会の得にくい人々への支援」	145
(5)	事例5「青年に魅力ある公民館づくり」	147
5	事業連携をととした学習支援の在り方	149
(1)	連携を進める上での基本的な考え方	149
(2)	事業連携の具体的な方策	151
(3)	連携上の留意点	156
6	研究のまとめと課題	158
(1)	研究のまとめ	158
(2)	今後の課題	158
	<主な参考文献>	159

1 はじめに

公民館は、昭和24年、社会教育法によって法的整備が図られ、以来、今日まで日常生活圏における住民の身近な学習の拠点施設として大きな役割を果たしてきた。また、本県の「生涯学習に関する県民の意識調査」(平2)においても多くの県民が公民館が実施する学級・講座等で学習し、また今後も公民館を利用する学習を希望しているという実態が明らかになっている。

このように、公民館は人々の学習活動を支援する施設として、地域の中で中核的役割を果たしてきたが、近年、いくつかの課題も指摘されている。課題の中には、施設・設備の整備や職員体制の充実に関する事等、従来から指摘されてきた課題も含まれるが、今後、生涯学習社会の構築に向かって、特に検討を迫られているのは、住民の学習要求に対応し、かつ、現代社会が直面しているさまざまな課題の解決へ向けた「学習機会の充実」である。

しかし、社会状況の変化とともに、人々の学習要求も多様化、高度化し、地域や社会がかかえる課題もより複雑化してきている中で、これまでのような一公民館だけで人々の学習を支援していくことは非常に困難な状況となってきている。つまり、これからはそれぞれの市町村における公民館をはじめとする関係機関・団体が連携をしながら総合的に学習機会を提供していくことが求められてきている。

そこで本研究は、人々の多様な学習要求に対応し、また、今日の社会がかかえる現代的課題の克服へ向けてより一層の学習機会の充実を図るため、公民館の事業を中心にその実態を調査・検討し、本県の公民館における問題点・課題を整理するとともに、他の社会教育施設や他部局、他機関との事業連携に焦点を当てながら、生涯学習社会へ向けた公民館事業の在り方を明らかにしようとするものである。

2 生涯学習社会における公民館の在り方

(1) 生涯教育の理念と生涯学習

生涯教育の理念は、1965年パリで開かれたユネスコの成人教育推進国際委員会の席上、フランスのポール・ラングランによって提唱された。ラングランによると、生涯教育の理念は、個人の生涯にわたる教育と、個人及び社会全体の教育の統合にあるという。つまり、教育を個人レベルで考えるだけでなく、国民、社会全体で考えること、あらゆる教育機会の統合が生涯教育の理念といえる。

我が国においては、昭和56年中央教育審議会答申『生涯教育について』の中で次のように述べられている。「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会のさまざまな教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。」

「生涯学習」は人々が生涯にわたって行う学習そのものであり、「生涯教育」はその「生涯

学習」を援助する働きかけといえる。

(2) 社会教育の概念

社会教育の概念はさまざまなとらえ方があるが、ここでは法的概念でとらえてみることにする。

社会教育法では「社会教育」を「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）と定義している。（第2条）

このことから、社会教育は、子供から高齢者までを対象として、学習の内容や方法、場所等に限定されることなく、日常生活のあらゆる機会や場所において行われる、家庭教育と学校教育の領域を除いた教育活動を総称するものであるといえる。

しかし、人々が生活の中で行う学習活動すべてが社会教育の範疇に入るかということについて、社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』（昭46）では、「社会教育の範囲を広くとらえるといっても、いっさいの学習活動が、即社会教育であるということとはできない。社会教育の概念には、人々の学習意欲や学習活動とそれらを教育的に高めようとする作用との相互関係が内在することを忘れてはならない。」と述べている。

したがって、社会教育は、人々の自発的な学習意志に基づき、社会の中において行われる組織的な教育活動であるといえる。

(3) 生涯学習における社会教育の位置づけ

生涯学習は、自己の充実や、生活の向上をめざし、人生の各期において継続的に行われる自発的学習である。このように、自ら進んで、いつでも、どこでも、自己に適した方法・手段で学習を進めていくためには、これまでの学校を中心とした教育体系の在り方から脱却し、新たな教育サービスが提供できるシステムが必要となってきた。

つまり、これまでの学校教育や社会教育等社会に存在するさまざまな教育機能を生涯学習の支援という観点から関連づけ、それらを統合させる仕組みであり、人々の生涯にわたって行われる学習を総合的に支援するシステムである。いわゆる「生涯学習体系への移行」（昭和61年臨時教育審議会第二次答申）である。

このシステムにおいても、学校教育は、人々の生涯学習の基礎を培う場として、また、地域住民に対してさまざまな学習機会を提供する教育機関としてその果たす役割は重要である。

これに対して社会教育の主な役割は、学校教育を基盤として営まれる日常生活の中の生涯学習を支援することだと考えられる。

生涯にわたる学習機会の保障は今日的な要請であり、人々の生涯学習を支援していく上で学習の内容や場所、時間、対象に限定されることなく、個人や地域の多様な要求に応えることができるという点で、社会教育は生涯学習の中心的な位置を占めているといえる。

そして、社会教育を推進するにあたり、人々の学習活動の拠点施設として親しまれてきた公民館について、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会『公民館の整備・運営の在り方について』（平3.6）では「生涯学習社会実現のため、市町村においては公民館がその中心的役割を果たしていくことが求められている」と提言している。

(4) 公民館の役割の変遷

公民館は、終戦後の混乱した世相の中で、戦争によって荒廃した国土を復興するための拠点となる施設として構想された。その制度は、昭和21年文部次官通牒「公民館の設置運営について」によって発足した。

それによると、

社会教育機関であること 社交機関であること 産業活動振興機関であること 民主主義の訓練機関であること 文化の交流機関であること 新しい日本建設のための青年活動を奨励する機関であること 郷土振興機関であること

としている。

このような機能と性格を持つことを理想として誕生した公民館も、その基本的理念は現在も生きているものの、経済的、社会的諸条件によってそれぞれの時代において課題を持ち、これへの対応策として法令・答申等により軌道修正を繰り返してきた。

そこで、公民館の役割の変遷について、五十川隆夫氏は『生涯学習施設経営の今日的効用』（第一法規）の中で、法令・答申等をもとに、表1のようにまとめている。

五十川氏によると、その時代区分は下記のようになされている。

第1期（創設期）文部次官通牒(S21)～社会教育法制定(S24) 第2期（普及期）昭和24年～社会教育法改正(S34) 第3期（整備期）昭和34年～社会教育審議会答申(S46) 第4期（伸長期）昭和46年～中央教育審議会答申(S56)前 第5期（変革期）中央教育審議会答申(S56年)～現在

また、本県の公民館の動向をふり返ってみると、戦後間もなく、公民館で実施された各学級・講座、講習会等における学習活動は、郷土再建にいち早く立ち上がった青年団体や婦人団体の活動と一体となり民主化運動や産業振興の実践活動へと広がっていった。

町村合併促進法後は、公民館が「新しい村づくり運動」の拠点施設として全県的に数々の実践が展開された。高度経済成長後は核家族化や少子化など子供たちをとりまく家庭環境の変化によって家庭教育の重要性が社会的にも高まり、家庭教育学級の充実が図られてきた。また、岩手国体開催へ向けては、県民運動推進の中核となり、婦人、青年団体、PTA等の市民団体による推進世話活動の支援に全力を注いでいる。

その後、公民館を中心として生涯の各時期にわたる学習機会の拡充をめざし、各種の学級・講座が開設されてきた。これらについて『岩手県公民館史』（平5岩手県社会教育連絡協議会発行）を参考にまとめたものが表2である。

本県の公民館は、住民の身近な学習の場や交流の場として時代の要請に応えながら、施設・設備や人的体制において決して充分とはいえない中で、公的社会教育機関として大きな役割を果たしてきた。

そして今、生涯学習の中核施設としてどうあればよいか、その在り方が問われている。

(5) 生涯学習社会へ向けた公民館の役割

生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』(H4)の中で、人々が「豊かで充実した人生を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠となってきたこと」、そのためには「生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような生涯学習社会を築いていくこと」の必要性について提言されている。

そのような生涯学習社会の構築へ向けて、人々の学習活動を支援する基幹施設として、これからの公民館の果たすべき役割について以下のようにまとめてみた。

ア 教育の機会均等化

今日の社会における自由時間の増大や所得水準の向上、高齢化の進展等によって、人々の生涯学習に対する意識が高まり、その学習要求もますます多様化、高度化してきている。しかし、必ずしも学習意欲のある人すべてが学習活動に参加しているとは限らない。学習意欲はありながらも、時間や、場所、経済上等何らかの理由によって社会教育への参加の機会を十分に得ることができないでいる場合もある。

したがって、公的社会教育機関として生涯学習の中核を担う公民館は、その公共性からして、すべての人に学習機会が保障されるよう、教育の機会均等化を図っていく必要がある。

イ 現代的課題への対応

生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』(H4)では、現代的課題を「社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題」とし、この課題を解決するための行政の果たすべき役割の重要性を強調している。

今日の社会が直面する現代的課題の中で、特にも緊急性があり、しかも公共性の高いものを学習課題として積極的に取り上げ、住民に学習の機会を提供していくことは公民館の重要な役割といえる。

ウ 地域の生涯学習センターとして

市町村では、住民の生涯学習を支援するために、公的教育機関や民間の施設等において、さまざまな学習機会の提供が行われている。しかし、それぞれの事業間に不整合や重複などがみられるなど、住民に対して必ずしも効果的に教育サービスの提供がなされているとは限らない。

そこで、住民の生涯学習をより効果的に支援していくためには、生涯学習に関係する施設や機関・団体が連携・協力しながら学習機会を提供できるシステムが必要となってくる。

こうした状況の中で、歴史的にも、また、施設の教育機能面においても、公民館は生涯学習の中核施設として、そのシステムの中心的役割を担うことが求められてくる。

エ コミュニティ活動の場

公民館は地域にある公共施設の中で、年齢を問わず誰でも気軽に利用でき、自由な雰囲気のもとで交流し合える公共施設として多くの住民に理解されている。人とふれあい、話し合い、住民と住民の間に連帯感を醸成するとともに、地域住民がより良い生活を営んでいくためのコミュニティ活動の場としての役割を担っている。

オ 自発的な学習活動の援助

人々の生涯学習を支援し盛んにしていくために、自発的な学習活動を奨励し援助していくことが公民館の大事な役割といえる。そのためには、前出の生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会では「個人やグループの交流の場を積極的に提供したり、学級や講座などの参加者に対して、自発的な学習グループをつくるきっかけができるように配慮したり、それらのグループの育成・援助に努める必要がある」と提言している。

カ 学習情報の提供、学習相談

住民の学習活動を支援し、より促進させるためには、住民の学習需要を十分に把握し、住民にとって必要な学習情報を的確に提供できるようにしていかなければならない。そのためには、公民館が地域の生涯学習センターとして、学習者をその求めにもっとも適した学習の機会に導くための学習相談機能の充実を図りながら、学習情報を組織的に収集し、新鮮で正確な情報を提供するシステムを確立させていくことが重要である。

3 公民館における事業連携のための基本構想

(1) 調査結果のまとめ

これまで、県内の公民館が平成7年度に実施した学級・講座等を中心とした公民館事業にかかわって、調査結果から読み取れる特徴的な事実を中心に述べてきたが、ここでは以上の内容を整理し、分析・検討を加えて調査結果のまとめとする。また、その際、県教育委員会が平成2年に実施した「生涯学習に関する県民の意識調査」(以下「県民の意識調査」という)の結果を必要に応じて取り入れながら分析・検討を行うこととする。なお、記述において「中央館」、「地区館」と特に区別しない場合は、両方に共通するものとする。

ア 学習内容について

学級・講座の学習内容については「趣味・教養、稽古ごと」に関する内容が全体の約70%を占め、他の内容と比較して圧倒的に多いが、その反面「資源、環境、エネルギー」、「消費者問題」、「人権、生命」、「男女共同参画社会」等いわゆる現代的課題に関するものが10%にも満たなく総体的にかなり少ないことがわかる。学習ニーズが高いパソコン等を使用した「情報処理、ニューメディア」に関する内容について、どちらも4%前後と非常に少なく、施設・設備面で対応できないことが原因と考えられる。

さらに、学習内容を対象別にみると全体的に高い割合となっている「趣味・教養、稽古ごと」を除くと、小中高生は「青少年の健全育成」、青年は「健康、スポーツ、レクリエーション」、成人一般と女性は「家庭生活に役立つ技能」、高齢者は「高齢者の生きがいづくり」と「福祉、高齢化」が多くなっている。「青少年の健全育成」を学習内容とするものについては、学校週5日制完全実施とも関連し、公民館で取り上げる学習課題として今後ますます重要となってくるといえる。

「県民の意識調査」によっても「今後学習したい内容」は、公民館で実施しているものと大方合致しており、全体的には、県民の学習要求の度合いに対応した内容の学級・講座を実施しているといえる。

しかし、地域課題や現代的課題に関する内容が低い割合となっていることから、今後検討していく必要がある。

イ 学習方法について

学習方法については「実習・実技」が80%以上、「講義」が約50%、「見学・視察」が30%前後と、これらで学習方法の大半を占めている。また、これらの学習方法の組み合わせについてみると、全講座とも「実習・実技」単独で行っているのは40%弱で、その他は「講義」や「見学・視察」を組み合わせで行っている。

「実習・実技」が多いのは、学級・講座等の内容が「趣味・教養、稽古ごと」に関するものが多く実施されていることに関係があるものと考えられる。

学習方法は、学習のねらいや対象、内容等によっていろいろ考えられるが、学習者がより意欲的に学習に参加できるよう工夫する必要がある。

ウ 対象について

学級・講座等の対象については「成人一般」と「女性」で約70%を占めていることがわかる。その反面、「青年」を対象としたものは2%未満と極端に少なくその差が歴然としている。(事業総数773件中、中央館8件、地区館3件)

高齢者を対象とした学級・講座は全体の割合は高くないものの、地区館が中央館の約2倍となっている。「その他」の内訳は、親子や、青少年と成人・高齢者の組み合わせが多く、その学習内容は家庭教育や世代間交流などに関係するものが主となっている。

また、きわめて少数ではあるが「転勤者」や「国際結婚の夫婦」を対象とした例もあり、従来の対象に限定せず、国際化等に対応した内容は高く評価される。地域課題や生活課題により密着した事業の必要性が、今後さらに高くなると推察される。

「青年」については、「県民の意識調査」によると、20代の若者の約80%が今後何らかの「学習活動」をしたいと思っているが、公民館での学習を望んでいるのは10%にも満たない。地域活動やまちづくりの中核を担う青年達が、その活動の拠点として公民館に集まって来るような魅力ある学習支援方策を検討していく必要がある。

エ 学級・講座等の評価について

実施した学級・講座等について、主催者側がどのような方法で評価しているかということについては、「主催者側(担当者)の観察」によるものが中央館が40%、地区館が55%となっており、どちらかという主催者側(担当者)の主観的な見方によって事業評価がなされている傾向があるといえる。

評価を日常の業務に正しく位置づけ、評価の目的や観点の共通化を図りながら客観性が保証されるような評価の仕組みづくりが必要である。

オ 学習の成果について

学習した成果を生かせるような場の設定については、「文化祭、作品展、発表会等での発表」と「自主団体、グループの育成」が圧倒的に多い。これらは、学級・講座等の内容で「趣味・教養、稽古ごと」に関するものが高い割合となっていることに関係があると思われる。

「特になし」が地区館で24%あるが、学習の成果を、ボランティア活動等による社会還元へと方向づけていくことは、生涯学習への意欲づけをしていく上でたいへん重要なことである。

カ 個人学習や学習グループ・サークルへの支援について

多くの公民館が、企画立案の心がけにあたって「学習グループ・サークルの育成」をあげ

ているが、その方法としては、「学習成果の発表の場や機会の提供」がもっとも多い。次いで「施設の開館時間や個人利用等の弾力的運営」となっており、特に地区館より中央館の方がより高い割合となっている。

学習のグループ化は、人々の自発的学習活動を促進する上で、非常に重要な要素であり、これらの育成・援助は学習機会の提供とともに、公民館の大きな役割といえる。

キ 学習情報の提供、学習相談の充実について

学習情報提供の主な方法としては「チラシ、回覧、ポスター」や「広報紙」によるものが大半を占めている。

「県民の意識調査」によると、学習の情報源について、20代、30代は「知人や友人の誘い」や「新聞、雑誌」等をあげているが、「公民館などの広報紙等」は7%に満たないのに対して、60代、70代は「県や市町村の広報紙」によるとしたものが多く、次いで「公民館などの広報紙等」をあげている。

このように、年代はもとより性別や職業、生活形態等によって、学習情報の収集手段が多様であると推察されることから、必要な情報を、必要な時に、効果的に提供し、住民を適切に学習機会に導いていくための支援方策が必要となってくる。

また、学習相談業務については、「専任の学習相談員」が配置されているところは、人口3万人以上の地区館1館だけで、必要に応じて適宜職員が実施しているところがほとんどである。

専門の学習相談業務担当者を設置している公民館が非常に少ないことから、学習支援としての学習相談の重要性を認識し、学習相談の体制づくりに努める必要がある。

ク 事業の連携・協力について

事業の連携・協力については、中央館の80%強が行ったことがあると答えている。主な連携・協力先として「他部局」や「地域の教育機関」をあげ、「まちづくり推進大会」や「芸術文化産業まつり」等の単発的な事業や、高等学校での「パソコン教室」等を例としてあげている。

行政や小・中学校、高等学校と連携を図りながら、市町村全域を対象として、より多様な学習機会の提供を図っていることがわかる。

地区館の場合は、約70%が事業の連携・協力を行ったことがあると答えている。主な連携・協力先として「自治会、町内会等」や「地域の教育機関」をあげ、高齢化社会や健康づくりに関する「婦人学級」や地域性を生かした工芸教室や世代間交流事業等を例としてあげている。

地区館の場合は、地域住民を対象として地域の教育機関や自治組織と連携し、少ない職員体制をカバーしながら地域に密着した事業を実施していると推察される。

中央館、地区館とも、事業の連携・協力の必要性や効果について認識し、また、関連機関・団体と何らかのかたちで連携・協力を図った事業の実施を多く行っている。職員体制や施設・設備のきびしい現状の中で、人々の多様化・高度化する学習要求に対応し、学習活動を支援していくためには、他の社会教育施設や関係機関・団体との連携がますます重要となることが予想される。今後、その効果的な在り方について検討していく必要がある。

(2) 公民館における事業連携をととした学習支援上の課題

生涯学習社会の中核施設として公民館の果たす役割は重要である。しかし、施設・設備や人的体制面における実状を考えると、一公民館だけで住民の多様な学習要求に応えるには限界がある。

そこで、住民の生涯学習を支援し、学習機会の充実を図るためには、他の公民館をはじめ、図書館や博物館等の専門施設や他部局、関係機関・団体、さらに地域の小中学校、高等教育機関等との事業連携が不可欠となってくる。

ここでは、これまでの調査結果のまとめを踏まえ、事業連携をととした住民の学習支援を行っていくための課題を以下のようにまとめてみた。

ア 現代的課題への対応

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を送るためには、社会が直面するさまざまな課題を克服していかなければならない。そのためには、学習者や地域、社会、国といったさまざまな視野から現代的課題を学習内容に取り入れ、関係機関・団体の連携のもとに、課題解決へ向けた住民への学習機会の提供を図っていく必要がある。

イ 学習支援のシステム化

住民の多様な学習要求に対応していくためには、中央館や地区館及び分館等のもとより、他部局、関係機関・団体等がそれぞれの役割を分担し、ネットワークを図りながら総合的に学習を支援することができるシステムを築いていく必要がある。

ウ 青少年の社会参加活動事業の推進

青少年が「生きる力」を身につけていくためには、学校教育とともに、学校外におけるさまざまな体験活動がたいへん重要となってくる。公民館は、学校週5日制完全実施をも視野に入れながら、学校や家庭と連携しながら社会参加活動の機会を積極的に提供する必要がある。

エ 学習機会の得にくい人々への支援

公的教育機関としての公民館は、学習意欲を持ちながらさまざまな理由によって学習機会の得にくい住民に対して、他の公共施設や民間企業等と連携しながら学習機会を保障していく必要がある。

オ 効果的な学習情報の提供

住民の生涯学習を支援していく上で必要な情報を効果的に提供していくためには、他の生涯学習関連事業を実施している施設や関連機関・団体との連携により、学習者にとってより必要な情報を的確に提供できるシステムの在り方を検討する必要がある。

カ 青年に魅力ある公民館づくり

まちづくりや地域づくりの担い手である青年に学習と交流の場を保障していくためには、さまざまな機関・団体と連携しながら若者の学習要求を充分把握し、魅力ある学習プログラムとともに、気軽に立ち寄り、情報収集や話し合いができる場の提供が必要となってくる。

(2) 公民館における事業連携のための基本構想

ここでは、これまでの調査結果のまとめと課題を踏まえて、人々の学習機会の充実という側面から、公民館における他部局や関連機関・団体と事業連携をととした学習支援の在り方を探

るための基本的な考え方について以下のようにまとめてみた。

ア 公民館における事業連携をととした住民への学習支援の内容を次のようにおさえる。

- (ア) 学習意識の啓発
- (イ) 学習機会の提供
- (ウ) 個人学習への援助
- (エ) グループ・サークルへの援助
- (オ) 情報提供・学習相談

イ 事業連携を行うための具体的手だてや方策を検討する上での視点を次のようにおさえる。

- (ア) 課題を明確に
- (イ) 連携のメリットは何か
- (ウ) 具体的方策を明確に

以上のことをまとめたものが、図1の公民館における事業連携をととした学習支援の在り方の基本構想図である。

4 事業連携をととした学習支援の事例

実態調査をもとに明らかにした、公民館における事業連携をととした学習支援上の課題は、公民館が今後、様々な関係機関・団体と連携を図りながら解決していかねばならないものである。ここでは、県内及び県外で実施されている公民館事業の中から、事業連携をととしてこれらの課題解決へ向けて学習機会の提供を図っている事業を事例として取り上げ、事業連携をととした学習支援の在り方をさぐることにした。

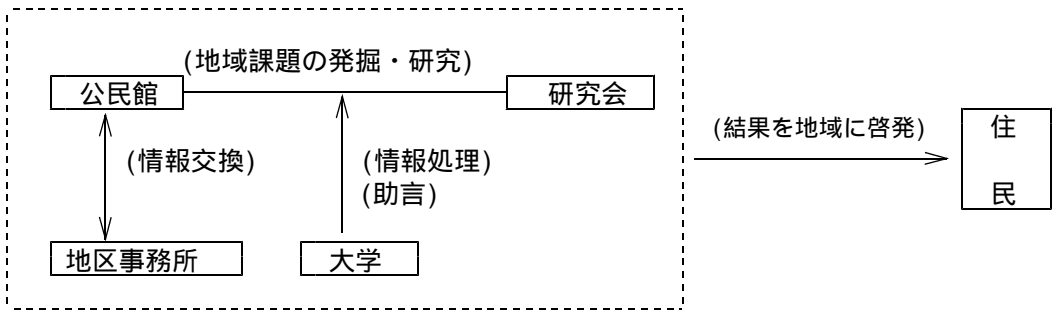
事例を選択するにあたっては、基本構想における事業連携の3つの視点に着目し、事業連携を行う上でそれらの要素を含んでいる事業を取り上げた。

なお、課題については、「現代的課題への対応」「多様化・高度化する学習要求への対応」「青少年の社会参加活動事業の推進」「学習機会の得にくい人々への対応」「青年に魅力ある公民館づくり」の5点に焦点を当てることにした。

(1) 事例1「現代的課題への対応」

ア 事例

事業名	大学連携事業「坂井輪地域学研究会」
実施機関	新潟県新潟市坂井輪地区公民館
連携機関等	新潟国際情報大学、坂井輪地区事務所
参加対象	* 研究会構成メンバー参照
事業の概要	<p>この事業は、公民館が「望ましい地域づくりのために住民とどう関わればよいか」という課題解決へ向けて、新設された大学と連携しながら地域課題に取り組むことを公民館側から働きかけ実施されるようになった。</p> <p>1 ねらい 坂井輪地区の地域課題を改善するため、公民館と大学が連携して事業を実施し、その中で地域住民が大学の指導を受けながら、大学との共同研究によって地域の問題点の改善を図り、住民自らの手で住み良い地域づくりの実践をめざす。</p> <p>2 内容 坂井輪地域学研究会を開設して、地域課題の研究をする。 平成8年度のテーマ「ごみ問題について」</p> <p>(1) 6分別収集の効率的運用について (2) 家庭ごみの減量について (3) 8年度の活動経過</p> <p>第1回 講義「新潟市のごみ行政の現状と課題」[新潟市清掃課長] * 新潟市廃棄物処理施設視察</p> <p>第2回 講義「研究活動の手順について」[新潟国際情報大学] * 班ごと研究活動の開始</p> <p>第3回 各班の研究報告、研究評価・助言 [新潟国際情報大学] * 施設見学</p> <p>第4回 研究のまとめ中間発表 研究評価・助言 [新潟国際情報大学] * 第1回企画運営委員会 * 第2回企画運営委員会</p> <p>第5回 研究報告会 * 第3回企画運営委員会</p> <p>第6回 中間報告発表「私たちもごみ問題を考えよう」 評価・助言 [新潟国際情報大学]</p> <p>3 坂井輪地域学研究会の運営について セミナー形式での学習と、ごみに関する課と連携しながら事業を展開する。</p> <p>(1) 新潟市及び坂井輪地区の現状と将来について把握 (2) 問題点の抽出 (3) 改善策の討議 (4) 仮説を立てて、その立証 (5) 研究会の成果を地域に報告</p>

	<p>4 坂井輪地域学研究会の構成メンバー</p> <p>(1) 自治会長、自治会関係者</p> <p>(2) 新潟国際情報大学</p> <p>(3) 社会教育関係団体会員</p> <p>(4) 坂井輪地区公民館運営審議会委員</p> <p>(5) 課題により必要と思われる関係者、機関</p>
<p>事業連携の概要</p>	
<p>成果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学との連携事業であったということからごみ問題に関して、科学的、論理的な考え方や対応ができるようになった。 2 自治会長が研究会メンバーとして参加したことで、公民館事業に地域の声を反映させることができた。(地域課題への取り組みであっても、受講者、参加者だけの中で終わっている通常の公民館事業とは、大きな違いが認められた) 3 ごみ問題を自分自身の問題としてとらえることができるようになった。 4 住民の立場から、家庭ごみの減量とリサイクルについての関心が高まった。 5 ごみ問題の現状が理解できただけでなく対策の必要が理解できた。また、理解から行動へ抵抗なく移行できた。

イ 考察

坂井輪地区は、比較的自主性に富んだ地区で人々の生涯学習も盛んであるが、新興住宅地としての問題も少なくなく、かねてから「地域づくり」ということを地区公民館としての課題としてきた。

たまたま新設された大学が「地域との交流」に力を入れていたこともあり、大学と連携して専門的な見地から地域課題解決へ向けた事業を実施することになった。一般的には、大学と公民館の連携事業は公開講座や出前講座の場合が多いが、ここではさらに一步踏み込んで共同研究を進めようとしたところに特徴がある。

連携を進めるにあたり、公民館では「企画準備委員会」を組織して連携事業の内容や運営について大学、公民館、地域の位置づけと役割を明らかにすることから始めていった。大学も、学内に「地域交流委員会」を設置し、事業実施に向けて公民館と打ち合わせを重ねていったことがスムーズに連携が行われていった要因と思われる。

研究内容についても、地域住民にとって身近な「ごみ問題」を理論的・科学的に学ぶことができ、運営も地域住民を主体として進められ、大学が、あくまでも助言・サポート役として関わっていったことも参加者に好評であり、現代的課題の解決へ向けた学習機会を効果的に提供している事例といえる。

(2) 事例2「多様化・高度化する学習要求への対応」

ア 事例

事業名	さわやか前沢カレッジ～生涯学習単位認定事業～
実施機関	前沢町生涯学習推進本部
連携機関等	役場各課、教育委員会、他関係機関・団体
参加対象	町民及び町内に通学する16歳以上で修了認定を希望している人々
事業の概要	<p>平成6年に「生涯学習のまち宣言」を行った前沢町では、住民の生涯学習を一層盛んにするために、学習成果の評価として単位認定制度を推進本部事業として取り組んでいる。</p> <p>1 ねらい 町民や町内に通学、通勤する人々の自主的で活発な生涯学習活動をさらに発展させるため、生涯学習単位認定制度を実施し、取得単位に応じて生涯学習博士号などを授与して表彰する。</p> <p>2 学習内容 (1) 行政機関、団体、企業等が主催する次に掲げる教室、講座、講演会等に該当するもの。 (総会等については講演、研究協議が含まれる場合のみ該当する。) 住みよい環境づくりの学習 ボランティア活動の学習 健康と体力づくりの学習 働く喜びの学習 趣味や教養の学習 (2) 自主的なサークル活動等</p> <p>3 単位認定 (1) 次にあげる機関、団体等で行った事業について単位を認定する。これら以外の機関、団体で行った学習については、下記の単位認定カードと開催要項等資料を本部に提出することにより、本部で審査して認定するかどうか判断するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>役場各課、教育委員会、JA前沢、工業クラブ、商工会、青年団体連絡協議会、婦人団体連絡協議会、老人クラブ連合会、芸術文化協会、体育協会、小中学校、PTA連合会、保健推進委員協議会、医師会、社会福祉協議会</p> </div> <p>サークル活動等については後で示す条件付きで認定する。</p> <p>(2) 単位認定を希望する町民に、生涯学習推進本部（以下本部という）発行のカードを渡し、そのカードに、認定された単位数と単位印を押すものとする。</p> <p>(3) 講座、教室等生涯学習活動（生涯学習スポーツを含む）に参加した人には1回につき1単位を与える。ただし4時間を越えるものについては2単位とする。 サークル活動等については、学士号からマナーベル賞までそれぞれの資格を取得するまでに各10単位ずつ、合計40単位まで取得できるものとする。</p> <p>(4) 単位認定カードの認定印欄に実施機関等の押印を受けること。ただし、実施機関において受講の確認が困難なときは、受講者の申し出により本部が確認した上で押印する。</p> <p>(5) 認定は、50単位以上に達したものに認定証と記念品を与え、取得単位数によって学士号、修士号、博士号などの資格を与える。</p> <p>(6) 1年目で規定の単位数に達しなかった場合、次年度以降に不足分の単位を取得することができる。</p> <p>(7) 認定証の授与は、該当者に直接通知の上、2月に開催予定の「生涯学習交流のつどい」の席上で、生涯学習推進本部長である前沢町長より授与するものとする。</p> <p>(8) 褒賞は変更もあり得るものとする。</p>

成 果 と 課 題	<p>1 成果</p> <p>(1) この制度が学習者の励みになっており、学習意欲を持続させるための一助となっている。</p> <p>(2) 町長部局や他の関連機関・団体の生涯学習に対する認識が高まってきた。</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 単位認定の対象となる学習内容が学習者にわかりやすいように整理していく必要がある。</p> <p>(2) 役場各課、各機関・団体等にも呼びかけて、カレッジへの登録を一層呼びかけていき、登録者を増やしていかなければならない。</p> <p>(3) 60代以上の登録者が多く、30代が少ないことから、教室、講座等を設定する時間帯の配慮、魅力ある講座の開設等検討していかなければならない。</p> <p>(4) この制度が、学習した事実への賞賛だけの意味を持つものではなく、資格取得者の中から学習ボランティア、指導者などとしての活用も検討していきたい。</p> <p>(5) カレッジへの参加、単位取得が生涯学習の目的ではなく、より生涯学習を充実させていくことを支援していくための一つの方法という意識で弾力的に扱っていきたい。</p>
-----------------------	---

イ 考察

平成6年に策定された前沢町生涯学習推進基本構想の中において、「生涯学習関係機関や団体そして施設の密接な連携を図って、生涯学習活動を有機的に結びつける」ことをこれからの町の課題として位置づけている。

この基本構想を受けて、前沢町では住民の生涯学習を支援するために推進本部が実施機関となって、学習成果の評価に関わる事業を公民館や町長部局、教育委員会はもとより、町内の様々な関連機関・団体が連携して実施している。

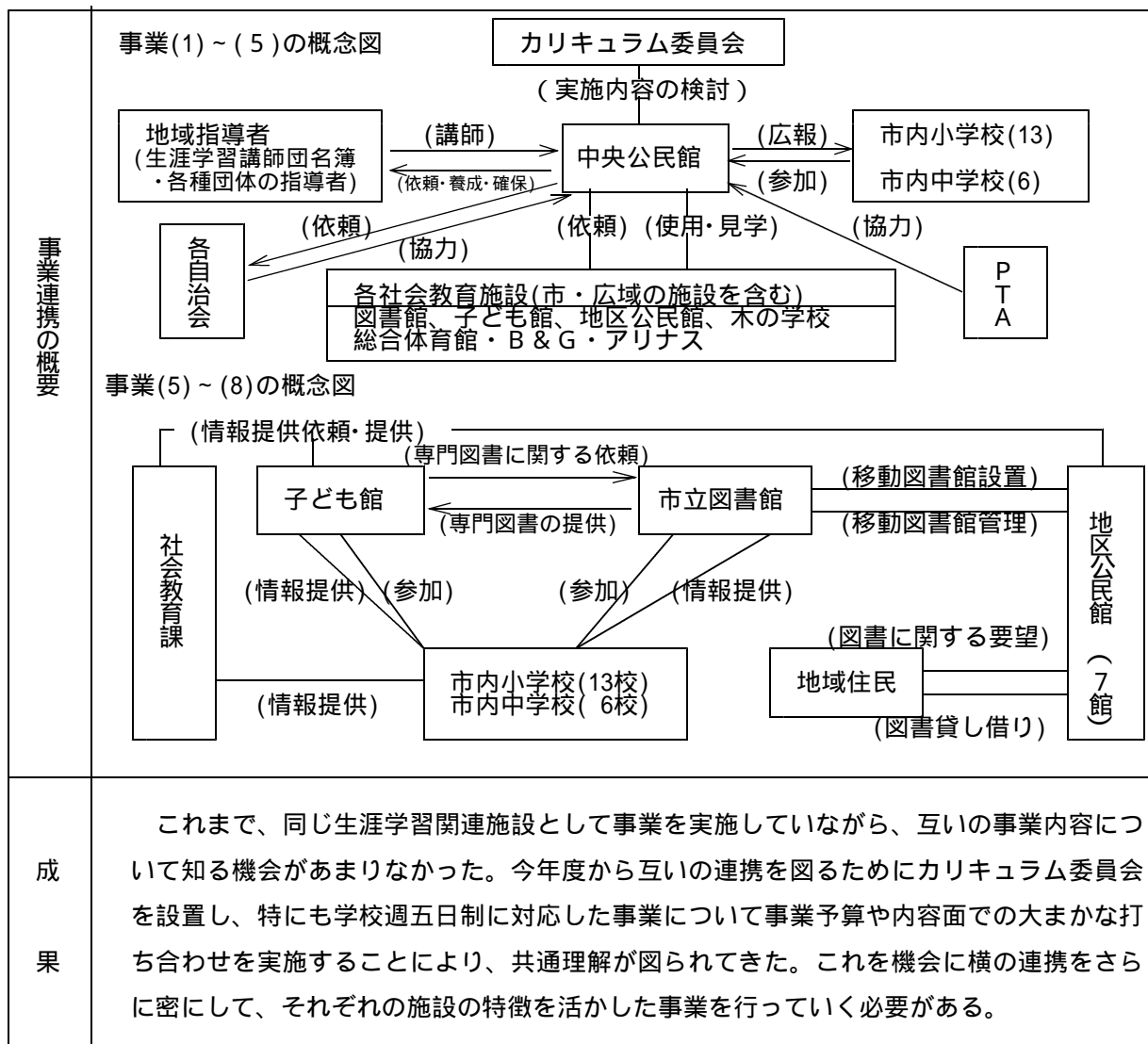
この事業の特色は、単位認定の対象となる講座に制限がなく、学習機会提供の中心的役割を果たしている公民館とともに、他の部局及び民間で行われているほとんどの事業の他、他の市町村や県、国で実施されている事業もその対象となっていることである。

この事業を推進していくにあたっては、当然、町内外における生涯学習関連事業を網羅する必要があることから、学ぶ側にとっても有効な情報を受けることができる。また、対象となる講座や事業の学習内容や形態も多岐にわたっており、学習成果の評価とともに、住民の多様な学習要求に対応した学習機会の提供を図っている事例といえる。

(3) 事例3「青少年の社会参加活動事業の推進」

ア 事例

事業名	のしろチビッ子「でら～り、こでらんこ」事業
実施機関	秋田県能代市中央公民館
連携機関等	図書館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、文化会館、子ども館、各体育施設、地区公民館、小・中・高校
参加対象	小学生、中学生、親子、一般
事業の概要	<p>この事業は、中央公民館に隣接する生涯学習関連施設と連携を図りながら世代各層への多様な学習機会の提供をめざした公民館事業の一環として、国庫補助を受け実施しているものである。</p> <p>1 ねらい</p> <p>学校週5日制を積極的に活用し、子ども達が主体的に判断し、行動できるような豊富な活動体験の場を提供するとともに、休日情報等による情報提供を行う。また、各社会教育施設の特徴を十分活かせるような事業の連携を図りながら、その機能の充実を図ることをねらう。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) のびのび少年教室（中央公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校週5日制にとめない、様々な体験をとおして地域の自然・文化に対する興味や関心を持たせる機会とする。 事業をとおして、学校と地域・公民館との連携強化を図る。 <p>(2) チビッ子公民館（中央公民館、東部公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や家庭では得がたい様々な体験をとおし、心身共にたくましい子どもの育成をめざすと共に、地域の伝統文化を伝える機会とする。 異学年の交流をとおして、集団活動の楽しさを学ぶ機会とする。 事業をとおして、学校と地域、公民館との連携強化を図る。 <p>(3) 子ども会花いっぱい運動・子どもを育てるキャンプ大会（中央公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会へ花の苗を配布し、植え付けや花壇の管理活動と地域交流を深めることで、子ども会の自主活動への気運を高める。 キャンプをとおし、自然に親しみながら共同生活に必要な規律などを体得させると共に子ども会の交流と活動を高める。 <p>(4) 親子キス釣り大会（中央公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 釣りを楽しみながら、団体行動やマナーを学び親子の対話を広げる機会とする。 <p>(5) 子どもビデオ劇場・星と音楽の語らい・季節講座・科学実験教室（子ども館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ビデオの鑑賞をとおして子どもの情操を高める。 音楽を聞きながら星や星座の知識を習得する。 季節の行事に合った作品の創作活動をとおして情操を高める。 様々な実験をとおして科学に親しみ科学への興味関心を深める。 <p>(6) 移動天体観察会（子ども館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小学校へ巡回して天体を観察する機会を提供し、子ども達の天体や宇宙に関する興味と関心を高める。 子ども館と学校・地域の連携強化を図る。 <p>(7) 図書館劇場（市立図書館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人形劇や童話会等をとおして、子ども達に本の世界・本の楽しさを知ってもらう機会を提供する。 <p>(8) 移動文庫（市立図書館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央地区から遠距離の市民、日中働いていて図書館を利用できない市民のニーズに応え、子どもから大人までを対象に、本に接する機会を提供する。 図書館と各地区公民館・地域との連携強化を図る。



イ 考察

生涯学習の拠点施設として設置された能代市中央公民館は、文化会館との複合施設であり、これに隣接して、図書館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家が設置された。

このことから、接続4館の生涯学習関連施設管理運営の一元化を図り、住民サービスの向上をめざして、職員を全員兼務という体制がとられている。これにより、職員相互の連携や調整が可能となり、執務の効率化と利用者への利便性及び迅速な対応によりそれぞれの施設の機能が一層高まってきている。

また、「生涯学習関連施設・機関職員研修会」を開催して資質の向上を図るとともに、施設間の情報交換や協力体制の強化など、中央館、地区館の役割分担や事業調整を効果的に進めている。

特に青少年教育に関わっては、接続する各施設職員からなる「カリキュラム委員会」を設置して事業内容を互いに検討し合うなど企画の充実に努めている。また、運営面においても、各自治会やPTAに協力を働きかけるなど、施設相互はもとより学校や地域、関係機関と連携しながら青少年に対する学習機会の充実に努めている事例といえる。

(4) 事例4「学習機会の得にくい人々への支援」

ア 事例

事業名	1 自分を拓くセミナー、2 フリースペース
実施機関	埼玉県新座市中央公民館
連携機関等	関係部局、養護学校、関係団体、グループ・サークル
参加対象	全町民
事業の概要	<p>「自分を拓くセミナーは」、公民館事業「フリースペース」の参加者の“学びの場を持ちたい”という声により実現したもので、事業の企画も参加者が中心となって行っている。フリースペースの参加者は、障害者等を対象とした事業の企画の他、ボランティア等グループ・サークルとして様々な活動を行っている。</p> <p>1 自分を拓くセミナー ～「自分も」「人も大切に生きるために」～</p> <p>(1) ねらい 障害を持つ人も持たない人も、共に地域で生きるということを考えるセミナー。</p> <p>(2) 対象 市内在住又は在勤者</p> <p>(3) 内容 第1回 障害をありのままに受けとめて ～ピアカウンセリングからみえてくるもの～ 第2回 地域を創る仲間たち ～パート～ 第3回 みすごしていませんか？ ～日常の中での人権侵害～ 第4回 クッキングハウスへ行こう！（館外学習） ～「おいしいね」から、元気になる場～ほか 第5回 美しく老い、美しく死ぬ（公開講演会） ～終末期をどう生きるか～</p> <p>2 フリースペース ～障害者と地域との出会い～</p> <p>(1) ねらい 「フリースペース」は障害を持っている人も持っていない人も地域で暮らす仲間としていっしょに交流する場、主に食べること、遊ぶことをテーマに開催する。</p> <p>(2) 対象 市内在住又は在勤者</p> <p>(3) 内容 竹を材料にした手づくり楽器を作って自由に演奏して音を楽しみ、また、おしるこを食べながら意見交換し交流する。</p>
事業連携の概要	<p>企画準備会 (一般市民、フリースペース)</p> <p>市長部局 (情報提供) ↔ 公民館</p> <p>公民館 (講師派遣) ↔ (情報提供) 養護学校</p> <p>関係団体・グループ・サークル等 (情報提供) (運営面での支援) ↑ 公民館</p> <p>自立を考える障害者の会 精神障害者の自立を援助する会 健康で豊かな老後を創る新座市民の会 地域で共に・ふくしネット213-新座-等 社会福祉施設</p>

成 果 と 課 題	<p>1 成果</p> <p>(1) 「自分を拓くセミナー」では、人権をテーマに市民の企画準備会でプログラムを作ったが、新聞等でも取り上げられている障害者への人権侵害や終末期医療などタイムリーな内容で、参加者層も広く、障害者問題や高齢者問題が日常の中の人権侵害につながっているということを再認識できたという感想が多かった。</p> <p>(2) 「フリースペース」は市民による企画集団フリースペースと共に開催したが、市外からの参加もあり盛況であった。竹を使って手づくり楽器を作り、出来上がった作品で音楽を楽しみ、午後にはおしるこを食べながら交流した。障害を持った人たちだけでなく、参加したみんなが十分楽しめる機会となった。</p> <p>2 課題（障害者を対象とした事業全体）</p> <p>(1) 2階建ての施設ながらエレベーターが設置されておらず、障害者が「いつでも、どこでも」気軽に公民館を利用できるような施設・設備の整備が今後必要である。</p> <p>(2) 事業を企画・実施していくにあたって、公民館職員はもとより地域の人々の障害者問題に対する認識や課題意識をもっと深める必要があるとともに、今後、さらに専門機関や関係機関との連携を図っていくなどソフト面の強化が非常に重要となってくる。</p>
-----------------------	---

イ 考察

新座市中央公民館は、市の行政施策推進の重要課題となっている 文化度、福祉度、環境度、国際度、男女平等度に配慮した事業の企画・実施を行っている。特に、男女平等を推進する事業とともに、障害者と地域の人々のふれあいを大切にする事業を積極的に行い、障害者にとってまさに親しみのある公民館として利用されている。

事業実施にあたって特徴的なことは、学習効果を上げるために、女性問題や障害者問題等地域課題をテーマにした学級講座の企画・立案を市民の参画による「企画準備会方式」を取り入れ、市民自らが主体的に学習課題を設定できるようにするなど、学習者の要求課題にかなったプログラムの充実に努めていることである。

本事例の、公民館講座から派生した企画集団「フリースペース」は、「自分を拓くセミナー」の企画を行うとともに講座の参加者でもあり、また、共催という形で他の事業にも参画している。

障害者等を対象とした事業については、様々な市民団体やボランティアグループ、教育機関等との連携はもとより、講座の参加者である障害者や一般市民、ボランティア希望者等からの協力も得ながら企画や運営面の充実に努めるなど、学習機会の得にくい人々に対して積極的に学習の場を提供している事例といえる。

(5) 事例5「青年に魅力ある公民館づくり」

ア 事例

事業名	村田町青年語楽座
実施機関	宮城県村田町公民館
連携機関等	企業、関係者（区長、文化財保護委員等）、村田町青年語楽座実行委員会（村田町青年団体連絡協議会）
参加対象	村田町在住もしくは勤労一般青年
事業の概要	<p>この事業は、青年活動の活性化を図るために昭和58年に実施された「青春ゼミナール」に端を発し、その後名称を「青年語楽座」に変更し、現在は年間プログラムの作成や事業の企画を青年語楽座実行委員会に任せて実施しているものである。</p> <p>1 ねらい 村田町の青年達が、自分の生まれ育った地域の理解を深め、目的意識を持ち、研究することによって、町に誇りと愛着が生まれ、それによって人間（世代間）交流ができ、人格形成に発展することを目的とする。</p> <p>2 9年度の内容 (1) 講演会 第1回「むらたに残る酒造り」～乾いた地上に神様がくれた一滴の酒～ 第2回「酒造資料館 東光の酒造」～酒造りは女の仕事？～ 第3回「むらたに残る酒造り」～酒の流通「進歩と必要性」～ (2) メインテーマ活動 研究冊子『「むらたに残る酒造り」～酒蔵に魅せられて～』の制作</p> <p>3 青年語楽座実行委員会（H9より村田町青年団体連絡協議会）の活動内容 (1) 青年学級の企画・運営等 (2) その他の活動 ・宮城県青年文化祭出場 ・町民文化祭（研究発表） ・町生涯学習講演会 ・町青年県外研修 ・仙南青年文化祭 等 (3) これまでのメインテーマ活動（通年） 平成6年度：「むらたTOWNマップ」の制作 平成7年度：「むらたの方言・言葉のあそび辞典」の制作 平成8年度：「むらたの地名・歴史辞典」の制作</p>
事業連携の概要	<pre> graph TD CC[公民館] -- "(事業企画・運営)" --> YMC[青年語楽座実行委員会 (青年団体連絡協議会)] YMC -- "(予算補助) (活動支援)" --> CC CC -- "(講師派遣) (情報提供)" --> ER[企業、関係者 酒造会社、文化財保護委員、 区長、蔵所有者] ER -- "(テーマに関わる 指導、援助)" --> YMC </pre>
成果と課題	<p>事業実施当初は、青年達の活動もどちらかといえば消極的であったが、青年達の自主性を尊重しながら活動のメインテーマを決め、研究冊子を作成するようになったあたりから、やる気が芽生え自信を持って積極的に活動するようになってきた。</p> <p>これからは、従来型の組織に入りたがらないたくさんの若者を多くの活動の輪に巻きみながら地域のリーダー養成をしていくことが重要である。</p>

イ 考察

村田町中央公民館では、ふるさとの地にしっかりと立ち、そのよさを学び、次代を担うたくましい青少年の育成を大きな目標として、青少年教育には特に力を入れた活動を展開してきている。

中でも、社会教育活動の中において青年達の活発な活動を取り戻すために、青年達の実態を把握する調査を行い、その結果を踏まえて「青春ゼミナール」(現在の青年語楽座)を実施し、学習の機会を提供してきた。初めは消極的であった青年達も、活動内容を講座の受講生からなる青年語楽座実行委員会で決定させるなど、企画や運営の在り方を検討し、工夫を凝らしながら事業を実施することによって学習意欲が向上し、学習活動も活発に行われるようになってきた。この実行委員会は、青年語楽座の企画や活動はもとより、今年度から村田町青年団体連絡協議会へと移行して青年活動を積極的に行っている。

青年語楽座の中心的活動であるメインテーマについての取り組みにあたっては、公民館を活動の拠点として、テーマに関わる様々な関連機関・団体、関係者と連携し、また支援を得ながら調査研究を実施し、その成果を町民文化祭で発表している。

青年達と一体となりながら、魅力ある公民館づくりを行っている事例といえる。

5 事業連携をととした学習支援の在り方

これまで述べてきたように、市町村における生涯学習の中核施設としてその役割が期待されている公民館が、住民の学習機会の充実を図っていくためには、様々な関連機関・団体等と連携しながら事業を実施していくことが不可欠となっている。

事業連携の在り方については様々考えられるが、ここでは、主として公民館が主導的役割を果たしながら事業連携を行っていくことを前提とし、基本構想と5つの事例を踏まえながら、事業連携をととした学習支援の在り方について以下のようにまとめた。

(1) 連携を進める上での基本的な考え方

ア 課題を明確に

公民館の事業を実施するにあたっては、市町村の行政課題や社会教育計画を踏まえながら、地域の実態把握や住民の学習要求を十分に把握し、住民の学習機会の充実を図るための課題を明確にすることが重要である。

イ 連携のメリットは何か

住民の学習機会を充実させるための課題を明らかにし、その課題を解決していくための学習プログラムを企画・立案するにあたり、連携をすることによって得られるメリットは何なのか、何を期待して連携をするのかを明確にしてしておくことは、連携の具体的な進め方を検討する上で重要である。課題の内容によっても異なるが、おおよそ次のようなことが考えられる。

(ア) 企画や学習内容の面において

- ・幅広い視野に立った事業の実施
- ・ユニークな発想での新たな事業展開
- ・学習内容の充実
- ・学習レベルや専門性の向上
- ・豊富な学習メニュー
- ・客観的で多様な評価

(イ) 運営面において

- ・人的体制の強化
- ・予算の軽減
- ・事業調整
- ・施設・設備、教材・教具の有効活用
- ・講師、指導者等人材の有効活用
- ・スムーズな事業展開

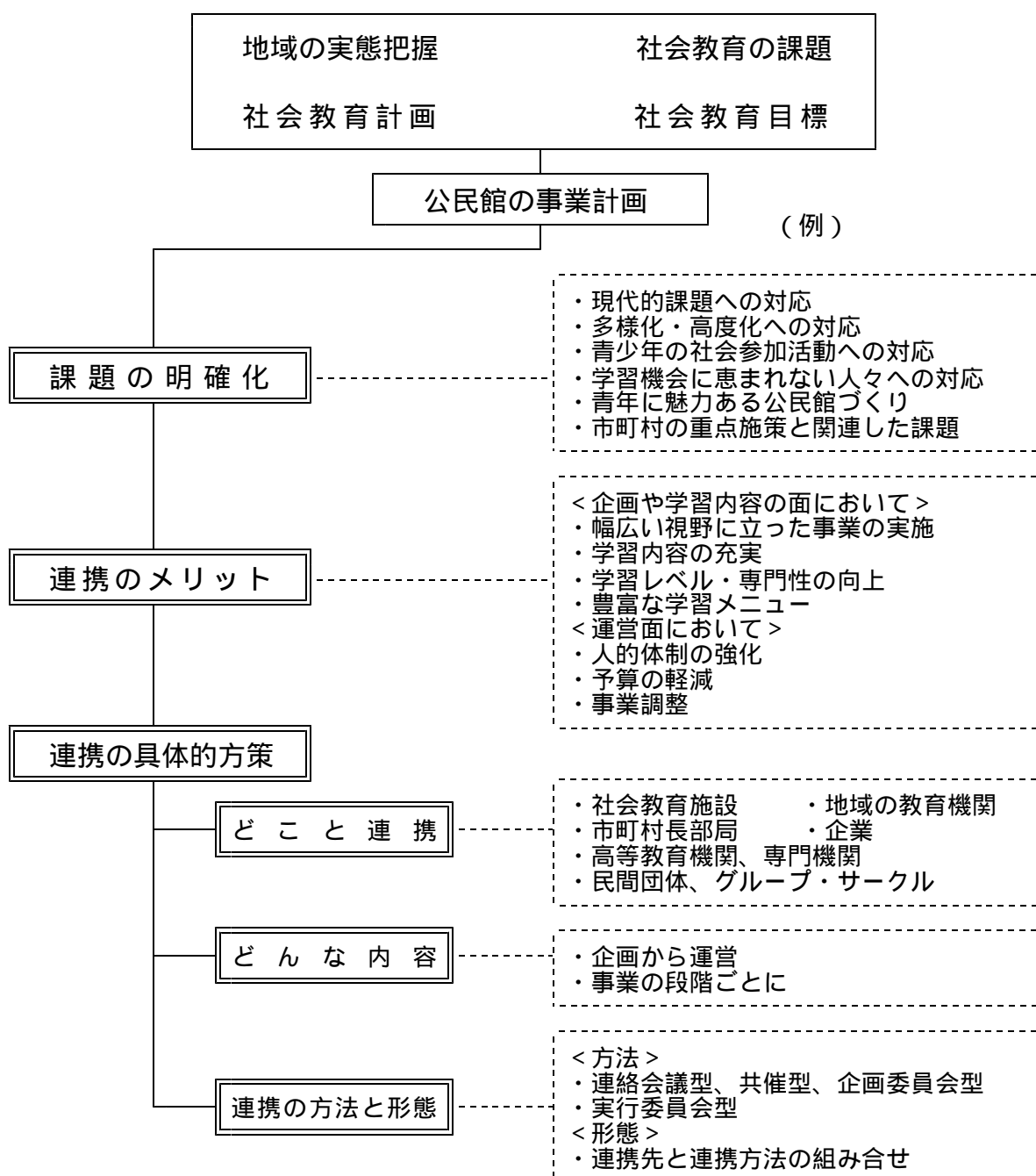
なお、連携のメリットを検討するにあたっては、企画、運営時点において、学習者にどう反映されるかについても検討しておくことが大切である。

ウ 連携の具体的方策を明確に

事業連携を効果的に進める上で、具体的方策を明確にすることが大切である。特に、企画の段階において具体的な連携を進めていく上で次の3点について検討することが大切であると考えられる。

- (ア) 連携先
事業のねらいを達成させるために、どこと連携することがより効果的か検討する。
- (イ) 連携の内容
事業を企画し運営していくにあたり、どの段階でどのような連携をするのか、お互いの役割分担を明らかにする。
- (ウ) 連携の方法と形態
事業のねらいや種類、内容、連携先等を踏まえ、どのような方法と形態がより効果的か検討する。
- 以上のことをまとめたものが図2である。

図2 事業連携の基本的な考え方



(2) 事業連携の具体的な方策

連携を進める上での基本的な考え方を踏まえ、実際に他の機関・団体等と事業連携を行っていくにあたり、具体的にどのように進めていけばよいか、「事業の連携先」「連携の内容」「連携の方法と形態」の3点から具体的な方策を以下のようにまとめてみた。

ア 事業の連携先

事業連携を行う場合、事業のねらいや学習内容等をもとに、まず連携先を検討していかなければならない。そのためには、どこと連携すればどのような効果が期待できるのかを整理することによって効果的な連携に結びつくと考え、連携先ごとにその期待できる効果を以下のようにまとめてみた。

(ア) 社会教育施設

- ・ 事業調整を図りながら、効果的に学習機会を提供できる。
- ・ 住民の学習要求や必要課題に対応し、体系的な学習機会の提供ができる。
- ・ 講師及び指導者やボランティアに関する情報など人材情報が豊富になる。
- ・ 事業の企画や運営等に関わる多様な知識や情報を得ることができる。
- ・ 様々な角度から情報交換や学習ニーズの把握ができる。
- ・ 連携先の専門的教育機能を有効に活用することができる。
- ・ 各施設の専門性やノウハウを活用し、効果的に事業を実施することができる。

(イ) 地域の教育機関

- ・ 青少年の発達課題に即した学習機会を効果的に提供することができる。
- ・ 青少年や親子を対象とした事業の周知徹底を図ることができる。
- ・ 余裕教室等学校施設を有効に活用することができる。
- ・ 公民館活動への教員の理解を深め、講座の指導者としての依頼も可能となる。
- ・ 連携しながら事業を進めることにより、学校と家庭・地域社会のつながりがより一層強くなることが期待できる。

(ウ) 市町村長部局

- ・ 各部局間の事業調整を行いながら効率的に学習機会の提供ができる。
- ・ 各部局を窓口、その関係機関・団体との連携が効率的に行える。
- ・ 各部局に蓄積されている教育的資源を有効に活用できる。
- ・ 新たな学習ニーズや地域課題への対応がしやすくなる。
- ・ 生涯学習の推進について行政内での共通理解が図りやすくなる。

(エ) 高等教育機関、専門機関

- ・ 高度で専門的な内容の講座を提供することができる。
- ・ 現代的課題や地域課題解決へ向けて、高度な学習プログラムの開発が可能となる。
- ・ 講座内容にあった講師の選定や依頼が容易になる。
- ・ 大学を通じて、学生ボランティアの協力を得ながら事業を実施することも期待できる。
- ・ 高等教育機関の持つイメージを講座に取り入れることにより、講座のイメージを上げることができる。

(オ) 企業

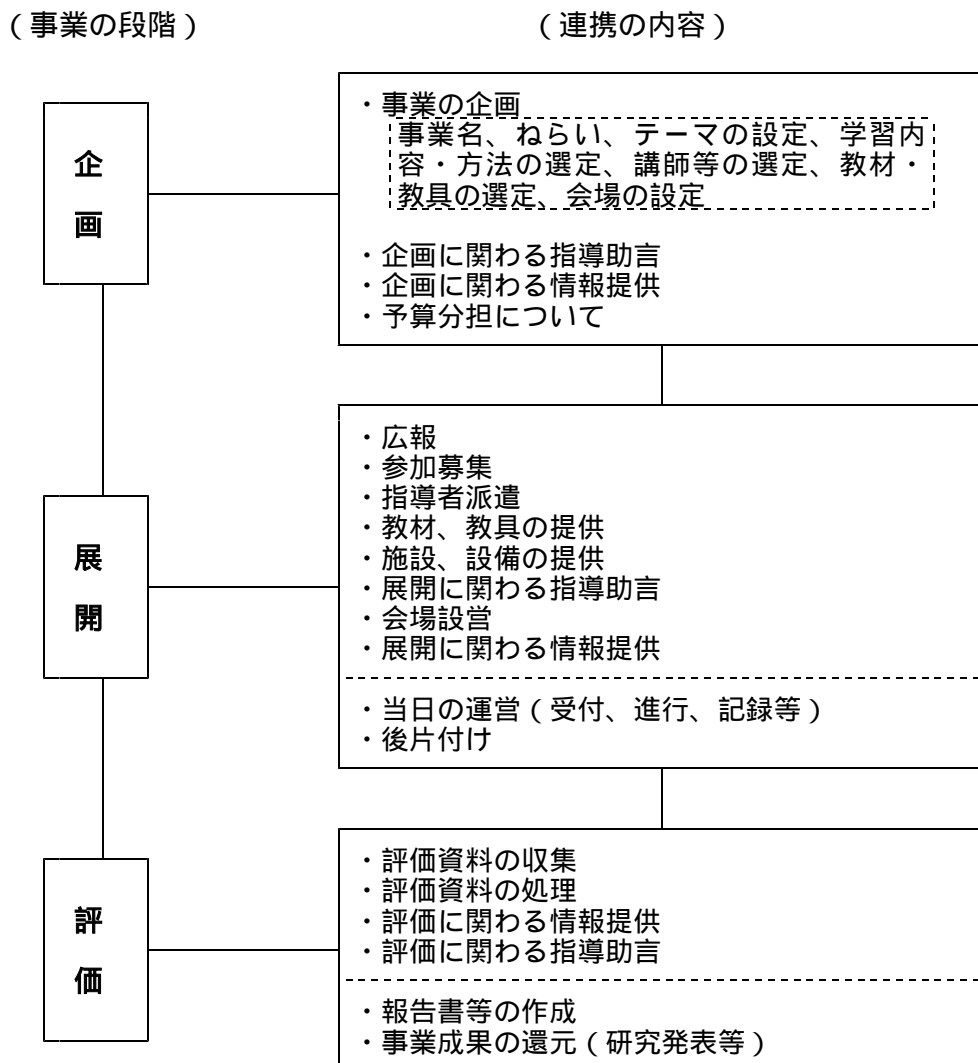
- ・ 学習のための条件に恵まれない勤労者への学習機会の提供が可能となる。

- ・ 公的な施設同士の連携にない新しい企画の創造が可能となる。
 - ・ 施設・設備や人的教育資源を有効に活用することができる。
 - ・ 新しい受講者の開拓が可能となる。
- (カ) 民間団体、グループ・サークル等
- ・ 自治会やPTA、少年団体育成会等の支援・協力を得ることによって、より地域に密着した学習活動ができる。
 - ・ 地域住民の希望や意見を施設の運営に反映させることができる。
 - ・ ボランティア活動の促進や効果的な事業運営が期待できる。

イ 連携の内容

事業連携を進める場合、連携先との役割分担を明らかにしておくことが重要である。連携の方法や形態とも関連するが、企画から評価まで事業全体をとおしての連携から、企画、展開、評価といった事業の段階ごとにおける連携が考えられるが、ここでは、事業の段階ごとに具体的にどのような連携の内容が考えられるか検討しまとめたのが図3である。

図3 連携の内容



(3) 連携上の留意点

公民館が今後、様々な機関・施設・団体等と事業連携に取り組む場合、どのような点に留意していく必要があるのか、連携先ごとに以下のようにまとめた。

ア 社会教育施設

(ア) 公民館同士の連携

事業連携を進めていく場合、中央館、地区館の役割を明確にした上で、公民館同士がまず連携し、住民の学習要求や必要課題に対応できるようなシステムを築いていく必要がある。

(イ) 互いの機能を活かす

図書館や博物館等の社会教育施設と連携する場合は、施設の有効活用も含めて、それぞれの専門性や機能を十分に活かした活動や共同事業の実施に努めることが大切である。

(ウ) 定期的な連絡会議

地域に設置されている社会教育施設が互いに連携・協力しながら住民へ学習機会を提供していくためには、公民館の積極的な働きかけのもとに定期的に情報交換ができる場の設定が必要となってくる。

イ 地域の教育機関

(ア) 社会参加活動事業の推進

学校教育で学んだ福祉やボランティア等に関することについては、地域の人々との交流を図りながら実践できるような学習プログラムを共同で企画していくことが大切である。

(イ) 地域の人材を有効活用

地域における様々な人材や学習グループ等、公民館に蓄積された情報を学校教育において有効に活用されるよう、学校に情報提供をしていくことが必要である。

(ウ) 公開講座の工夫

高等学校等の公開講座実施にあたっては受講者の利便を考慮して、多様な時間帯に実施できるような工夫が今後必要となってくる。

(エ) 連絡組織の設置

今後、さらに学校教育と社会教育の連携を図っていくために、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などと定期的に情報交換を行ったり、公民館事業の推進にあたって共通理解が得られるような連絡組織の設置が望まれる。

ウ 市町村長部局

(ア) 重点施策との関連付け

「少子高齢化」「健康・生きがいづくり」等市町村がかかえる行政課題を踏まえ、市町村の重点施策を推進する立場から公民館事業を関連付け、関係する行政部局と積極的に連携を図っていく必要がある。

(イ) 関係部局との交流

連携を進めていくにあたっては、教育委員会はもとより他部局の職員間の情報交換や交流を密にし、理解や協力を得るとともに実績を積み上げ連携事業を増やしていく必要がある。

る。

(ウ) 事業調整の推進

他部局における生涯学習関連事業の情報を把握し、事業調整も念頭に入れた効果的な学習機会の提供ができるように連携していくことが大切である。

エ 高等教育機関

(ア) 公開講座の有効活用

高度化する学習要求に対応するために、高等教育機関で実施されている公開講座の有効活用が考えられる。連携にあたって、一公民館で進めにくい場合は、教育委員会や自治体をとおして行うことも考えられる。

(イ) 内容や運営の工夫

公開講座の実施にあたっては、住民の学習ニーズを十分に踏まえた学習内容であるとともに、その方法も聴講形式だけでなく公民館の講座で行われている社会教育のノウハウを取り入れるよう連携していく必要がある。

(ウ) 情報（公開講座、放送大学等）を地域住民へ積極的に提供

公民館の講座として実施されなくても、住民の生涯学習を支援する立場から、大学で実施している学習機会や社会人受入等の情報提供を積極的に行っていくことが大切である。

オ 企業

(ア) 企業への出前講座

仕事の都合上公民館の講座に参加できなく学習機会に恵まれない人々のために、企業への出前講座を効果的に実施していくことが望ましい。

(イ) 定期的な情報交換

学習内容をより充実させるため、民間教育事業所等が持つ人材ネットワークや斬新な企画アイデアを学び合えるような場を定期的に設定していくことが望ましい。

(ウ) 企業の情報を提供

企業が開放できる施設、人材、事業等についての情報を組織的に収集し、地域の人々や関係機関・団体に対して積極的に提供することが望まれる。

カ 民間団体、グループ・サークル等

(ア) 青少年教育の推進

青少年を対象とした事業については、自治会やPTA、ボランティアグループ等地域の人材を大いに活かし、地域と一体となって進めていくことが望まれる。

(イ) 障害者等への配慮

心身に何らかの障害があって公民館の利用が困難な人々へ学習機会を効果的に提供する場合、公民館を利用している様々なグループ・サークルや市民団体等の支援・協力を得ながら実施することが重要となってくる。

6 研究のまとめと課題

本研究は、生涯学習社会へ向けた公民館の果たすべき役割についてまとめるとともに、県内の公民館事業の調査を行い、分析・検討して課題を明らかにした。また、主として住民の学習機会の充実を図るための事業連携の在り方について検討を加え、生涯学習社会へ向けた公民館事業の在り方を明らかにすることができた。

(1) 研究のまとめ

- ア 各種文献、資料等によって、住民の生涯学習の中核施設としての公民館の果たすべき役割についてまとめることができた。
- イ 県内の市町村立公民館の事業の調査とその分析・検討により、事業連携をとおした住民の学習支援を行っていくための課題を明らかにすることができた。
- ウ 住民の学習機会の充実という側面から、事業連携をとおした学習支援の在り方について次の観点から基本構想を立案できた。
 - (ア) 公民館における事業連携をとおした住民への学習支援の内容について
 - (イ) 事業連携を行うための具体的手だてや方策を検討する上での視点について
- エ 事業連携をとおして学習機会の充実を図っている先進的公民館の事例を研究した。
- オ 基本構想と事例研究をもとに、事業連携をとおした学習支援の在り方についてまとめることができた。
 - (ア) 事業連携を行うための具体的手だてや方策を検討する上での視点をもとに、連携を進める上での基本的な考え方についてまとめることができた。
 - (イ) 事業連携の具体的な進め方についてまとめることができた。
 - (ウ) 事業連携をする際の留意点について、「社会教育施設」「地域の教育機関」「市町村長部局」「高等教育機関」「企業」「民間団体、グループ・サークル等」の各連携先ごとにまとめることができた。

(2) 今後の課題

生涯学習推進にあたってのキーワードは「連携」であり「ネットワーク」であるといえる。公民館が市町村における生涯学習の中核施設としてその役割を果たしていくために、今後、他の機関・施設・団体と積極的に連携をしていくことがますます重要になってくるという観点からこの研究を進めてきた。今後の課題としては、次のことがあげられる。

- ア 公民館における住民への学習支援の在り方として、学習機会の充実に焦点を当ててきたが、情報提供・学習相談やグループ・サークルへの援助等公民館が住民の学習を総合的に支援していくための他の機関・施設・団体等との連携の在り方について検討していく必要がある。
- イ 生涯学習社会の構築へ向けて、今後、市町村や県域を超えた広域的で総合的なネットワークづくりが求められている中、公民館が具体的にどのような役割を果たしていけばよいのか検討していく必要がある。

[主な参考文献]

- 1 『公民館の設置運営について』文部次官通牒（昭21.7.5）
- 2 『公民館のあるべき姿と今日的指標』全国公民館連合会第1次専門委員会報告（昭42.7）
- 3 『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』社会教育審議会答申（昭46.4.30）
- 4 『生涯教育について』中央教育審議会答申（昭56.6.11）
- 5 『生涯教育時代に即応した公民館の在り方』全国公民館連合会第5次専門委員会答申（昭59.3.31）
- 6 『教育改革に関する第二次答申』臨時教育審議会答申（昭61.4.23）
- 7 研究紀要『生涯学習体系への移行を目指した教育システムに関する研究』
岩手県立総合教育センター社会教育室（平1.7）
- 8 『生涯学習に関する県民の意識調査』岩手県教育委員会（平2）
- 9 『公民館の整備運営の在り方について』生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会（平3.6）
- 10 研究発表会発表資料『生涯学習を支える社会教育指導者の相互連携に関する研究』
岩手県立総合教育センター社会教育室（平4.2.14）
- 11 『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』生涯学習審議会答申（平4.7.29）
- 12 『平成8年版生涯学習・社会教育行政必携』文部省内生涯学習・社会教育行政研究会編集第一法規
（平7.7.20）
- 13 『社会教育事業』岡本包治 編著 ぎょうせい（昭55.6.30）
- 14 『公民館経営ハンドブック』湯上二郎 監修、現代公民館研究会 編（昭55.5.25）
- 15 『公的社会教育と生涯学習』新堀通也著 財団法人全日本社会教育連合会（昭61.8.25）
- 16 『公民館事業のすすめ方』西ヶ谷 悟編 財団法人全日本社会教育連合会（昭63.10.25）
- 17 『公民館活性化への途』岡本包治・元木 健・坂本 昇 編著 日常出版株式会社（昭63.4.30）
- 18 『現代公民館全書』湯上二郎・加藤雅晴・坂本 昇・野島正也編著 東京書籍（平1.5.18）
- 19 『生涯学習施設経営の今日的効用』吉川 弘・角替弘志 編 第一法規（平1.6.15）
- 20 『生涯学習援助の企画と経営』辻 功・新井郁男 編 第一法規（平1.6.15）
- 21 『新生涯教育読本』教育開発研究所（平3.6.1）
- 22 『21世紀への社会教育』中嶋明勲・星永 俊 編著 ミネルヴァ書房（平4.6.10）
- 23 『生涯学習辞典』日本生涯教育学会編 東京書籍（平6.12.24）
- 24 『社会教育学』池田秀男 編 福村出版（平7.6.20）
- 25 『公民館に関する基礎資料』国立教育会館社会教育研修所（平7）
- 26 『岩手県公民館史』岩手県社会教育連絡協議会（平5.3.31）
- 27 県民活動調査研究チーム報告書『生涯学習サービスのネットワーク構築に向けて』
（財）埼玉県県民活動総合センター（平8.3）
- 28 月刊公民館（平7.6 「わがまちの公民館」「実践事例」、平9.8 「公民館奮闘記」）
- 29 『地域における生涯学習機会の充実方策について』生涯学習審議会答申（平8.4.24）
- 30 『学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について』
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会（平6.9.20）